

質 疑 応 答 書

事業名「広島市 市民くらしのガイド（2024・2025 年度版）」官民協働発行业

要領等の項目	質 問	回 答
<p>公募要領 5 応募書類の提出 (5)その他 イ</p>	<p>「副本には応募者の法人名等が特定される事項を一切記載しないこと」とありますが、(様式2) 企画提案書の「1 事業者」の欄は副本に墨消しなどの処理をするという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合、評価要領「2 評価項目、評価基準及び配点」の(1)は、どのように評価されるのでしょうか。</p>	<p>前段については、お見込みのとおりです。</p> <p>後段については、墨消しされた副本ではなく、墨消しされていない正本に基づき、事務所管課(企画総務局区政課)で評価案を提示し、他の基本項目と共に審査委員会の承認を得て評価点とします。</p>
<p>仕様書 4 作成予定部数及び納品 (1) 作成予定部数</p>	<p>「印刷時に決定」とありますが、印刷用紙手配の都合上、協定締結時に決定していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>作成予定部数は、協定締結時に決定することも可能です。</p>
<p>別添：協定書(案)</p>	<p>事業者決定後、協定書(案)の内容について貴市と協議の上、一部加筆修正することは可能でしょうか。</p>	<p>協定書(案)の内容については、事業者決定後に一部加筆修正することは基本的に想定しておりません。</p>
<p>企画提案書記載要領 3 類似事業の実績について (3)</p>	<p>類似事業の実績の見本として提出する資料に、法人名等が特定される事項があれば、塗りつぶし等の対応が必要ですか。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>類似事業の実績の見本として提出する資料は、法人名等が特定される事項について塗りつぶし等の対応は不要です。</p>

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。